

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

盛岡市データヘルス計画評価支援（分析）業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、平成30年3月に策定し、令和2年3月に中間評価・見直しを実施した「盛岡市データヘルス計画（第二期盛岡市国民健康保険保健事業実施計画及び第三期特定健康診査等実施計画）」（以下「現計画」という）の「第5章 計画の評価・見直し」に記載のとおり、現計画の最終計画年度である令和5年度において、現計画の最終評価を実施するための根拠となるデータ分析業務について委託するものである。

分析業務の実施に当たっては、保健事業ごとの目標値と結果の状況、実施方法、内容、スケジュールについて目標値の達成状況等の進捗管理を行う。また、計画期間内の特定健康診査結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や医療費の現状について把握するための根拠となるデータ分析の実施及び分析結果の納品を行う。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

## 4 業務の内容

盛岡市（以下「発注者」という）は受注者に対し、次のアに掲げる医療情報データを提供し、受注者は次のイの業務を実施する。

ア 提供する医療情報データ

- (ア) 特定健診等受診結果データ
- (イ) 特定保健指導利用結果データ
- (ウ) 医科・調剤のレセプトデータ
- (エ) 国保データベースシステムより抽出可能な各種データ
- (オ) 傷病関連コード・薬効分類コード・介護サービス種類コードデータ
- (カ) 被保険者データ
- (キ) その他、分析等に必要と認められるデータで、発注者が提供可能なもの

イ 分析及び健康課題の抽出

上記アによるデータを用いて、下記の項目を含む分析及び健康課題の抽出を行う。  
必要に応じて、性年代別、地区別の分析を行う。

(ア) 基本特性

人口総数・被保険者数・高齢化率の推移、被保険者構成率、出生率、死亡率、産業構成率、盛岡市の患者一人当たりの医療費、被保険者一人当たりの医療費、レセプト一件当たりの医療費、生活習慣の特徴・傾向等

(イ) 特定健康診査・特定保健指導業の整理と実施状況の分析

特定健診受診率・受診者数の推移、特定健診受診者と未受診者の治療状況（医療費を含む）の分析、特定保健指導対象率、実施率、修了率、特定保健指導対象者と非対

象者、実施者と未実施者の医療費の分析、健診未受診者の把握と分析等

(リ) 医療・健診・介護情報分析

生活習慣病等の標準化死亡比、盛岡市又は被保険者の死因、要介護認定状況、要介護者の医療費、高額レセプトの疾病別状況、重篤な疾患（慢性腎不全（透析あり）、脳血管疾患、心疾患等）及び生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がん等）、整形外科疾患、精神疾患のレセプト件数・医療費・患者数、特定健診データ、質問票データの状況等

(エ) 保健事業実施に係る分析

糖尿病性腎症重症化予防事業・生活習慣病発症・重症化予防事業対象者の重篤な疾患（慢性腎不全(透析あり)、脳血管疾患、心疾患等）の発症率、患別の治療中断者や未治療者の把握及び分析、ジェネリック医薬品、重複多受診（重複・頻回受診、重複服薬、多剤処方）についての医療費適正化・受診行動適正化に向けた分析等

(オ) その他

新たに介入が必要な疾患・健康リスクについての分析、その他必要と認めるもの

## 5 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、事業完了後の一括支払いとする。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届を提出し、検査等又は再検査等に合格した旨の通知を受けたのちに代金の支払いを請求する。
- (3) 発注者は受注者が提出する請求書を審査し、適正と認めたときはその受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

## 6 情報の保護

- (1) 発注者・受注者の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）
- (2) 受注者は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる
- (3) 委託業務完了後、受注者は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを発注者に引き渡すものとする。但し、受注者は当該データから個人情報情報を削除し、個人を特定できない状態にした上で、今後の日本における予防医療の発展のため、これを保管、利用することができるものとする。

## 7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、JIS Q 15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001 (JISQ27001) の認証プライバシーマークの付与認定を受けていなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (3) 受注者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を順守するとともに、別紙「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」を遵守する。
- (4) 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施する。

## 8 その他の特記事項

- (1) 受注者は自治体での受診勧奨業務について、十分な委託実績（複数自治体又は機関との契約）を有する業者であること。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (3) 受け渡しデータのフォーマットについては別途資料にて定めるものとする。
- (4) 発注者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (5) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者が協議して決める。